

(第1案)

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年 月 日

収支等命令者
佐賀県総務部税政課長 木下 修司

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和7年度納税通知書等作成業務委託
- (2) 委託業務内容 実施要領による
- (3) 納入場所 県が指定する場所
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 業務の迅速かつ確実な実行を確保するため、同種業務の実績を有するものと認められること。
- (2) 佐賀県側との密接な連絡調整を行うことができるものと認められること。
(佐賀県内に本支店などの営業拠点を有している場合をいいます。)
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6カ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）によりプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に次に掲げる資料を添付のうえ、**令和7年3月5日（水）午後5時まで**に、下記7の担当課に持参又は郵送（郵送の場合は3月5日（水）午後5時まで必着）し、入札参加資格の確認を受けてください。

- (1) 営業概要書
- (2) 同種業務の履行実績調書
- (3) 財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）によりプライバシーマークの付与を受けているものであることを証明する書類（プライバシーマークの写し等）

※ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。また、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。なお、個人情報取扱いについては、佐賀県個人情報保護の基本方針である「佐賀県プライバシーポリシー」に準じて行います。

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。
入札参加資格の確認結果は、令和7年3月11日（火）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
下記7のとおりです。
- (2) 入札説明会
実施しません。なお、印刷物の原本を御覧になりたい場合は、令和7年3月10日（月）までに下記7へお電話のうえお越しください。
- (3) 入札及び開札の日時並びに場所
ア 日 時 令和7年3月18日（火） 午前10時00分（予定）
イ 場 所 佐賀県佐賀市城内一丁目5番14号 旧佐賀県自治会館 7号会議室
ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札

6 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 見積もる契約金額の100分の5以上に相当する金額。
（佐賀県財務規則第103条第3項第1号又は第3号に該当する場合免除。）
イ 契約保証金 当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する金額。
（佐賀県財務規則第115条第3項第1号又は第4号に該当する場合免除。）
- (2) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札の無効
次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
- オ 1人で2以上の入札をした者
- カ 代理人でその資格のない者
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の延期または中止

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

(5) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち、予定価格の制限の範囲内における価格での入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。
- エ 入札の執行回数は2回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うこととする。
- オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。

(6) 質問等

公告等の内容に質問がある場合は、別に定める質問・回答書に質問内容を記載し、令和7年2月28日（金）午後5時までに、下記7のメールアドレスへ送信してください。

電話による質問はお受けしません。

回答は、質問者全員に対し、令和7年3月4日（火）午後5時までに電子メールにて行います。

(7) その他

- ① 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがあります。
- ② 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しないことがあります。なお、この場合は原則として改めて公告し、入札を行うものとしします。
- ③ 本入札の執行については、地方自治法、地方自治法施行令、佐賀県財務規則の定めるところによります。

- ④ 受託業者は、佐賀県個人情報保護条例に基づき、次の事項に留意してください。
- ア 契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があり、これに違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがある。
 - イ 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報をも不正に提供又は盗用した場合などは、同条例上の罰則規定（第44条及び第45条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第47条）に基づき処罰されることがある。
- ⑤ この委託業務における実際の各様式の処理数量が契約時に予定した作成予定数量又は封入封緘予定数量が増減した場合には、協議のうえ契約金額を変更する場合があります。

7 お問い合わせ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県総務部税政課 管理・徴収担当

電話：0952-25-7021（直通）

FAX：0952-25-7294

E-mail：zeisei@pref.saga.lg.jp

《注意》

この公告に掲げる入札は、令和7年2月の議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止します。この場合は、佐賀県ホームページにより公告します。